

## 令和8年度 大岡山小学校いじめ防止基本方針

大岡山小学校は、以下に示す「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員一丸となって「いじめを絶対に認めない学校」の実現を図るものである。

### 1 いじめ問題に対する基本方針

#### (1) 大岡山小の「いじめ」に対する基本方針

- ① いじめは、「いつ」「どこでも」「だれにでも」おこりうることである。
- ② いじめはいかなる理由があろうとも、いじめるほうが絶対に悪い。
- ③ いじめは絶対に許さない。
- ④ いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。

上記4点を全職員で共通理解し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と密接に連携することにより、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決にあたり組織として対応していく。

### 2 学校いじめ対策委員会について

学校は、目黒区いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ対策についての組織としての「学校いじめ対策委員会」を設置する。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置し、必要に応じて招集する。

#### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長・副校長・該当児童の担任・学年・教務主任・生活指導主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー等で構成する。

#### (2) 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織的に行うものとする。

- ア. 学校基本方針に基づく取り組みの実施及び具体的な年間計画の作成
- イ. 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ. 実態把握及び情報収集
- エ. いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- オ. 再発防止に向けた取り組みの実施 等

#### (3) 学校サポートチームの構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等で構成し、必要に応じて招集するものとする。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組み

いじめが生じた場合、学校として適切に対応することは勿論だが、最も大切な対応はいじめの未然防止に努めることである。本校では、以下の取組みを通していじめの早期発見、早期対応、そして未然防止を実現していく。

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通していじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げる取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア. 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」やeラーニング、「人権教育プログラム」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
- イ. 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成
- ウ. 「i-check」の結果を踏まえ、児童が安心して学びに向かえる学級づくりを推進
- エ. 言語活動、体験活動等とおしたコミュニケーション能力の育成
- オ. 学校行事・学級経営の充実を図り、望ましい人間関係を構築
- カ. 委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実
- キ. 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実
- ク. 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施等児童が主体的に考える未然防止の活動の充実
- ケ. 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

#### (2) いじめの早期発見

いじめは「いつ」「どこでも」「だれにでも」起こりうることを前提に、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。併せて、学校は定期的なアンケート調査、教育相談等いじめを見つけるため、次のような積極的な取組みを行う。

#### ア. 定期的なアンケート調査の実施

学校は年2回の記名によるアンケート調査及び年1回の無記名による調査を行う。

#### イ. 定期的な個人面談の実施

学校は、児童と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級のことなどを把握する。また、学校生活アンケート後に、児童の事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

#### ウ. 全教員による校内巡回等をとおした児童の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

#### エ. 学校だよりや学校ホームページ、保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校だよりやホームページ及び保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

#### オ. 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

#### カ. 児童館、学童保育クラブ及びランランひろばとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、学校は、児童館、学童保育クラブ及びランランひろばに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知したりいじめの通報を受けたりした場合は、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、次のような組織的な対応を速やかに行う。

ア. いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な支援と見守りを行っていく。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察等の関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ. いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し連携して対応する。

ウ. いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を決定し、それを学校全体で共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校い

じめ対策委員会を核として緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

エ. 学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する児童の記録（個票）」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

オ. いじめは簡単には解決しないことを認識し、指導後も十分に様子を見守っていく。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないためにも、事後も被害児童への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り続ける。

#### **(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮**

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめの早期解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次の点に意識しながら通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

ア. 学級担任と特別支援教室担任の連携

学級担任と特別支援教室担任は、相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情及び行動の変化等について情報を交換する。また、個別指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等について、指導方針を共有する。

イ. 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会（帰りの会）等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

ウ. 全教職員での情報共有

職員夕会や支援会議等の場を活用し、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

#### **(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対応**

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるよう以下の点に取り組む。

ア. メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努め、インターネットを使ったいじめの未然防止を図る。

イ. 保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやLINE、SNS等のメディアの特殊性

による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れたりしながら家庭への啓発を図っていく。また、東京都の「ファミリーeルール」なども適宜取入れ指導する。

ウ. メールやLINE、SNS等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、関係機関と連携して対処する。

## (6) 年間計画の作成

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	学校いじめ対策委員会1 (基本方針等の確認) 児童の状況確認 (各学年)	・児童の状況確認 ・合同学年会	・児童の状況確認 (各学年) ・合同学年会 ・いじめ防止等の取り組み 状況を振り返る教員シート の実施 ・児童理解全体会①	・児童の状況確認 ・合同学年会 ・生命等にかかわる重大事態 発生時の対応訓練 ・児童理解全体会②	・児童の状況確認 ・合同学年会	・児童の状況確認 ・合同学年会
防止対策	・各学年での学活・道徳 ・保護者会	保健授業 心の健康 (5年)	・ふれあい月間 (いじめ防止強化月間) ・全校昼会:校長講話 ・「STOP!いじめ 私の行 動宣言」の掲示	・SOSの出し方に関する教育 ・ソーシャルスキルトレーニング (長期休業前)	・いじめ問題を考える 目黒こども会議にむ けた(準備)	・保護者会
早期発見	・観察状況に応じた聴き取り ・個人面談(希望)	スクールカウンセラーによる 面談 (5年生)	・学校生活アンケート (記名式) ・総合質問調査 (i-check)	・個人面談(全員)	・長期休業明けの児童 の状況調査	・学校生活アンケート (無記名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	・児童の状況確認 ・合同学年会 ・学級ごとのいじめ把握・報 告票	・児童の状況確認 ・合同学年会 いじめ防止等の取り組み 状況を振り返る教員シ ートの実施	・児童の状況確認 ・合同学年会	・児童の状況確認 ・合同学年会	・児童の状況確認 ・合同学年会	・児童の状況確認 ・合同学年会
防止対策	各学年での学活・道徳 セーフティー教室 (SNS)	・ふれあい月間 (いじめ防止強化月間) ・全校昼会:校長講話 ・「STOP!いじめ 私の 行動宣言」の振り返り	・人権週間 ・いじめ問題を考える目黒 こども会議 ・ソーシャルスキルトレー ニング(長期休業前)			・SOSの出し方に関 する教育2 ・保護者会
早期発見	観察状況に応じた聴き取り	・学校生活アンケート (記名式) ・総合質問調査 (i-check)	・個人面談(全員)		・学校生活アンケート(記 名式)	・学級編成のための情 報引継ぎ

## 4 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた児童の状況に着目して次のとおり判断する。

ア. いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- (オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ. いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

### (2) 児童または保護者の訴えがあった時の対応

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

### (3) 教育委員会への報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。